

# 井上 護 議員

## 問 国民健康保険税の引き上げはないのか

問 国民健康保険基金  
が81万円というこ  
とで非常に厳しい状況であ  
り、決算審査委員から早急  
なる対策をと指摘を受け、  
今後の国民健康保険財政  
の運営は大丈夫かと懸念  
されているがどうなのか。

繰越金も9,635万円あることから、このままでいけば値上げをせずにすむのではないかと考えている。

## 問 法定外の繰り入れ は本来子まくくな

**町長**  
市町村国保の広



民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたつて堅持するための国の責任を明確に示すことなどを要請し

民皆保険制度の受け皿である国民健康保険を将来にわたつて堅持するための国の責任を明確に示すことなどを要請している。

私も、医療保険制度はセーフティネットとして国民の暮らしを支える重要な社会基盤の一つであり、世界に冠たる我が国の国民皆保険制度は国民の安心感の基盤であり、将来にわたつて堅持していくなければならないというふうに考えている。

問 国民健康保険事業 財政においては、高齢者、年金者、失業者など、低所得者の加入割合が高く一層深刻な状況。このような中、全国で無保険となる人が急増しており、国保料を滞納した人への督促がいの督促が全国で問題となつてしている。

改めて、昨年一年間の滞納世帯数はどうなっているのか。増えたのか、減ったのか、滞納金額はどうなつているのか。

80世帯に交付している。  
短期被保険者証は、国民健康保険税を一定期間滞納された場合に、納税指導の一つとして世帯主に対して交付し、実施している。一定期間の定めは納期で7期以上、期間で1年以上が指導の対象となっている。いきなり交付するのではなく、まず滞納が発生すれば督促状を通知し、現年度の滞納税額であれば年間2回の催告書での通知をしている。過年度の滞納税額であれば年間3回の催告書での通知を実施し



いきいきサロンでの「冬の感染症予防講座」

また、短期被保険者証の交付状況について尋ねる。

平成22年度の国保運営状況についても、歳入総額16億525万1千円となり、実質収支額において9,635万円の黒字決算となつております。国保の基金残高については、81万円となつてはいるが、平成22年度においては、単年度赤字額が143万3千円であり、平成21年度の1,173万円より大幅に圧縮している。また、



法定外の繰り入れは本来好ましくない姿と答弁されているが、住民の福祉の増進を図るのは、自治法に定められた自治体の責務。今の国保法でも、第1条で国保を社会保障及び国民保険のための制度と規定している。また、同法は、第4条で国保の運営責任は国が負つていることを明記している。国の財政支出のもとに、基礎自治体である市町村が保健福祉とも連携しながら住民に医療を普及する社会保障の仕組み、それが本来の国民健康保険法であると述べている。国保については、必要な経費は保険料と国・県支出金で賄うことが原則。国が必要な負担をしないため、保険料を軽減するために一般会計の繰り入れを要求している。

**町長** 市町村国保の広域化については、後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度について検討している厚生労働大臣主宰の高齢者医療制度改革改革会議の中で取りまとめられた6項目の一つ。

国保については、低所得者の加入者が多く、年齢構成も高いなどの構造的問題を抱え、財政基盤強化策や収納率向上に向けた取り組みに加え、今後の更なる少子化の進展を踏まえると、保険財政の安定化、市町村間の保険料負担の公平化等の観点から、国保の財政運営の都道府県単位化を進めていくことが不可欠とされている。全国町村会では、高齢者医療制度改革については、国民に不安や混乱を与えることなく幅広い理解と納得が得られる制度とするよう、性急に結論を出さず、慎重に検討することとし、改革の基本的な方向性として、現行制度創設の経緯と制度定着の現状をかんがみ、現行制度の根幹は引き継ぐとともに保険料負担は現行水準を維持し、国